

# 葉たばこ廃作地を有効活用

販売目的の農作物等を作付けした農家に助成金

平成24年度は葉たばこの作付農家が原発事故等の影響により大幅に減少することに伴い、約16ヘクタールが廃作されたため、耕作放棄地が増加することが懸念されているところです。

町では農地の有効利用を図ることを目的に、葉たばこの廃作地を活用し、新たに土地利型作物（ピーマン・長ねぎ・飼料作物等）の作付けを行った農家に対し、左記のとおり助成を行います。

## ◆事業名

葉たばこ廃作地遊休防止推進事業

## ◆事業実施期間

平成25年2月28日まで

## ◆助成金額

10アール当たり2万円

## ◆助成対象作物

### （野菜）

ピーマン、長ねぎ、ブロッコリー、玉ねぎ、トマト、インゲンなど

### （飼料作物）

青刈りトウモロコシ、エンバクなど

※販売を目的とした農作物に限ります。ただし飼料作物は原則、自給飼料として作付けした農家とします。

## ◆適用要件

①葉たばこ廃作地に対象作物を作付けした農家（農地の貸借による作付けも可）

※二毛作、二期作を行う場合は最初に作付けを行った農家のみ

②現地調査を実施するため、現地立ち会いが可能な農家

③作業日誌、記録写真などの確認資料を作成できる農家

## ④飼料作物については、他畜

産農家へ供給する場合、供給契約書の提出をお願いします。

なお、葉たばこ廃作農地等を10アール以上貸借して規模拡大を行う場合、夢のある農業者育成推進事業（経営規模拡大推進事業）による助成金（左表）が併せて交付されます。

経営規模拡大事業による助成金(10a当たりの額)

農地の借受期間	新規	再認定
3年以上6年未満	5,000円 (4,000円)	3,000円 (2,000円)
6年以上10年未満	15,000円 (12,000円)	12,000円 (9,000円)
10年以上	20,000円 (16,000円)	16,000円 (12,000円)

\*（ ）内は認定農業者および指定組織以外への利用集積の額

☎ 72-6935  
関農林振興課

## 農作業の事故に

### 気を付けましょう

今年も県内では数件の農作業中の事故が発生しています。

農作業の忙しい時期と なってきたましたが、災害などにより地盤が軟弱になっている箇所もありますので十分な確認を行ってから作業を始めてください。また高齢の方は1人での農作業は行わないようにしましょう。

### 『事故を防ぐために』

1. 作業は計画的に！
2. 睡眠・休息は十分に！
3. 開始前に機械の点検を！

